

伊勢原市 軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付に係る『確認依頼申請手続きの流れ』について

【軽度者への福祉用具の貸与をおこなう場合は、必ずこのシートで確認してください】

(伊勢原市役所介護高齢課・伊勢原市地域包括支援センター・いせはら介護支援専門員協会・伊勢原市福祉用具系連絡会)

軽度者（要支援1・要支援2・要介護1のいずれかの要介護度）である
（「自動排泄処理装置」のみ要支援1・2及び要介護1・2・3が対象となります）

はい

基本認定調査において
「告示第94号第31号のイ」
の要件に該当する
〈軽度者に対する対象外種目の
貸与判断基準〉参照

はい

【算定の可否の判断基準（ア）に該当】

サービス担当者会議を開催し必要性の検証をおこな
ないケアプランに福祉用具貸与が必要な理由を記載す
ることによってサービスを開始できます

※必要に応じて随時、主治医の意見確認もおこなってください。

いいえ

対象外種目が
・車いす及び車いす付属品
・移動用リフト（つり具の部分を除く）
である

はい

主治医からの情報+福祉用具専門相談員参加による
サービス担当者会議 により
介護支援専門員が判断

※サービス担当者会議の内容を記録し残しておくこと

はい

【算定の可否の判断基準（イ）に該当】

サービス担当者会議を開催し必要性の検証をおこ
ないケアプランに福祉用具貸与が必要な理由を記
載することによってサービスを開始できます

※必要に応じて随時、主治医の意見確認もおこなってください。

いいえ

伊勢原市介護高齢課へ

『軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付の確認について（確認依頼申請書）』

の提出が必要となります

- 添付書類：①サービス担当者会議の要点（第4表）または介護予防サービス・支援計画表
②「主治医意見書・診断書」で医師の所見を確認した場合の写し

※市が確認したのものには確認の日付印が押されます（市確認日以降が、有効となります）

※新たに認定結果が出て、例外給付が必要な場合には再度提出が必要となります

確認後

【算定の可否の判断基準（ウ）に該当】

サービス担当者会議を開催し必要性の検証をおこ
ないケアプランに福祉用具貸与が必要な理由を記
載することによってサービスを開始できます

※必要に応じて随時、主治医の意見確認もおこなってください。